

Ver 1.10

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	徳島県林業公社社有林森林吸収プロジェクト ～公有林化を進める“とくしま絆の森”プロジェクト～
プロジェクト 代表事業者名	社団法人 徳島県林業公社 理事長 飯泉嘉門 印

提出日 2010年9月3日

受理日 2010年9月3日

最終版提出日 2010年10月22日

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 1			
事業者名(フリガナ)	社団法人徳島県林業公社(シャダンハウジントクシマケンリンギョウコウシャ)		
住所	徳島県徳島市南庄町5丁目69番地		
代表者氏名	飯泉嘉門	担当者氏名	竹内浩実
担当者所属	業務課	担当者役職	技術主任
担当者 E-mail	mail@forest-tokushima.or.jp	担当者電話番号	088-634-3155
プロジェクトでの役割	森林所有者		
プロジェクト事業者 2			
事業者名(フリガナ)	木頭森林組合(キトウシンリンクミアイ)		
住所	徳島県那賀郡那賀町大戸字春森36		
代表者氏名	榊野千秋	担当者氏名	坂中裕二
担当者所属	森林整備課	担当者役職	森林育成係長
担当者 E-mail	sakanaka_yuji@kito-forest.jp	担当者電話番号	0884-66-0016
プロジェクトでの役割	間伐実施者		
プロジェクト参加者 3,4			
事業者名(フリガナ)	徳島県(トクシマケン)		
住所	徳島県徳島市万代町1丁目1番地		
代表者氏名	飯泉嘉門	担当者氏名	小椋昇明
担当者所属	林業振興課	担当者役職	課長補佐
担当者 E-mail	ogura_noriaki_1@pref.tokushima.lg.jp	担当者電話番号	088-621-2463
プロジェクトでの役割	監査		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 5			
事業者名(フリガナ)	社団法人徳島県林業公社		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 6			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者	社団法人徳島県林業公社		
公的な報告・公表制度	該当なし		

自主的な報告・公表 対象	徳島県林業公社ホームページ
-----------------	---------------

- 1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- 2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- 3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- 4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- 5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- 6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- 7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B: プロジェクト活動の概要

	項目
B.1 プ ロ ジ ェ ク ト 活 動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>1. 徳島県では、「誇り」と「豊かさ」を実感できる「21世紀のとくしまづくり」を進めるために策定した、今後の県政の運営指針「オンリーワンとくしま行動計画」において「未来を守るとくしま森づくり」の施策として、「とくしま公有林化プロジェクト」を立ち上げた。</p> <p>2. 具体的には、徳島県林業公社が平成16年度に企業からの寄付金を受けて基金を創設(とくしま絆の森基金)し、整備されていない民有林を、「とくしま絆の森」として購入取得し、水源かん養など公益的機能の高度発揮を重視する「流域モデル林」を造成する間伐などの森林整備を進めると共に、森林ボランティアなど多様な担い手の参画による森づくり活動を進めている。</p> <p>3. 本プロジェクト対象事業地は、この「とくしま絆の森」で取得した森林である六丁目浦山と御朱印谷山を対象として持続的に管理経営するため、間伐が必要な人工林を適期に間伐し健全な森林を維持するとともに、活発な光合成による二酸化炭素の吸収を促進する。また、木材の搬出利用による二酸化炭素の固定と山村地域の雇用の創出、林業後継者の育成を図る。</p> <p>4. 間伐した森林の二酸化炭素吸収量について、オフセットクレジット(J-VER)を取得・販売し、その追加的資金を活用し、整備の遅れた民有林の取得、森林整備(間伐、搬出間伐)、作業道の整備、ボランティア活動等を更に進め、環境に配慮した森林経営のモデル林を造成していく。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>プロジェクト対象森林の森林面積は約300haあり、そのうちの人工林は176haである。人工林の全てが、間伐を必要とする3齢級から11齢級となっている。</p> <p>また、対象地は水源かん養保安林に指定されており、機能発揮の適正な管理が必要とされている。</p> <p>当該地域は徳島県の南部を流れる那賀川に位置し、全国有数のスギ生産地である木頭林業地域として知られている。</p> <p>林業活況な時代から繁栄を極めた木頭林業地域は、地域経済の根幹をなすとともに、県の主要産業である木材加工、製材業への木材供給地域としても県民生活を支えてきた。</p> <p>那賀川は、下流域の阿南市に広がる農業用水として、また、製紙工場や電力会社などの企業にとっては、重要な水源としての大きな役割を担ってきたとともに、流域の住民生活を支えてきた。</p> <p>しかしながら、木材価格の低迷などにより林業経営として立ちゆくのが困難となり、林業離れによる急激な過疎化が進んでい</p>

る。このことは、森林管理の放棄に直結するものである。

1) 六丁目浦・御朱印谷社有林 樹種別・令級別 面積構成表

六丁目浦社有林(H17.10.22施業計画認定時)

樹種	齡級							合計	
	3	4	5	6	7	8	9		
スギ							29.39	33.94	63.33
ヒノキ								12.27	12.27
人工林計							29.39	46.21	75.60
天然林								14.84	14.84
林地計							29.39	61.05	90.44
除地									
合計							29.39	61.05	90.44

御朱印谷山社有林(H18.9.28施業計画認定時)

樹種	齡級								合計
	2	3	4	5	6	7	8	9	
スギ	2.00		6.56		28.94	6.75	22.36	12.89	79.50
ヒノキ	1.80		4.58		10.73	4.39	0.38		21.88
人工林計	3.80		11.14		39.67	11.14	22.74	12.89	101.38
天然林	2.94		6.50		22.44	7.98	65.90		105.76
林地計	6.74		17.64		62.11	19.12	88.64	12.89	207.14
除地	0.03				2.39	1.80	1.42		5.64
合計	6.77		17.64		64.50	20.92	90.06	12.89	212.78

2)本プロジェクト対象地の樹種別・令級別 面積構成表

・六丁目浦社有林(H22.8現在)

樹種	齡							級		合計
	4	5	6	7	8	9	10	11		
スギ							11.45	32.36	43.81	
ヒノキ								4.48	4.48	
人工林計							11.45	36.84	48.29	
天然林										
林地計							11.45	36.84	48.29	
除地										
合計							11.45	36.84	48.29	

		御朱印谷山社有林(H22.8 現在)							
				齡				級	
樹種		5	6	7	8	9	10	11	合計
スギ		6.56	3.93		2.25	6.63			19.37
ヒノキ		4.58	0.22		0.26				5.06
人工林計		11.14	4.15		2.51	6.63			24.43
天然林									
林地計		11.14	4.15		2.51	6.63			24.43
除地									
合計		11.14	4.15		2.51	6.63			24.43
B.1.3 排出削減・吸収の達成手段									
<p>プロジェクト対象森林は、森林施業計画の「森林施業の実施に関する長期の方針」に基づき、長伐期施業として主伐を標準伐期の2倍程度の林齢の時期に実施するとし、林地を一時的にも裸地化させない小規模モザイク伐採を行うとともに、伐採地については低コスト造林や多様な森づくりのための広葉樹の植栽などを行う。</p> <p>間伐は本数間伐率30%程度を基準とする。</p> <p>間伐方法は林地の状況に応じ、定性及び列状間伐を実施する。</p> <p>間伐事業費の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県間伐補助金 ・木材の有効利用を重視した搬出間伐による木材販売収入 ・J-VERによる追加的収入の利用 ・とくしま絆の森基金とりくずし 									
B.2	採用技術	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等</p> <p>間伐面積の測定: ポケットコンパス(牛方式半円高度分度付 S - 28)平成 15 年 5 月 6 日導入耐用年数 5 年 測量ロープ</p> <p>樹高の測定: バーテックス(VERTEX ハグレフ社)平成 16 年 2 月 5 日導入耐用年数 5 年</p> <p>胸高直径の測定: 輪尺</p>							
B.3	プロジェクト実施	<p>六丁目浦社有林(徳島県那賀郡那賀町丈ヶ谷字六丁目浦)</p> <p>御朱印谷山社有林(徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字御朱印谷山)</p>							
	住所	<p>徳島県那賀郡那賀町丈ヶ谷字六丁目浦 59</p> <p>徳島県那賀郡那賀町丈ヶ谷字六丁目浦 60</p> <p>徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字御朱印谷山 1 - 1</p> <p>徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字御朱印谷山 1 - 2</p> <p>徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字御朱印谷山 1 - 5</p> <p>徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字御朱印谷山 4</p>							

場所

六丁目浦山社有林及び御朱印谷山の位置図は、下記の図面のとおりです。



概要

また、那賀町における位置は下記のとおりである。



B: プロジェクト活動の概要							
B.4 プロジェクト期間		2007年4月1日～2013年3月31日(6年0ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ¹		2008年4月1日～2013年3月31日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ²	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂	388	447	496	493	484	2308
B.7 モニタリング報告の頻度	1年に1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	流域育成林整備事業(平成19年度～平成22年度)					
	補助金額 (申請額含む)	25,982,230 円					
	補助対象年月日	平成19年11月1日～平成22年10月15日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	補助金交付決定通知書・申請書					
B.9 他制度への申請 ³	申請の有無 (いずれかに)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)	該当なし					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・林野火災発生状況等 現在までは発生しておらず、施業を実施する場合は、森林組合に対して、指導を徹底する。 ・病虫害発生予防措置 鹿による皮剥などが見られるが、成長を阻害するものではない。 ・風雪害の予防措置 台風及び融雪時は巡視を行い、気象災害が発生した場合は今後の予防対策を講じる。 以上の状況からプロジェクト排出量がプロジェクト吸収量を上回るリスクは低いと考えられる。 						

1: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

2: 想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

3: 海外の VER 制度や都道府県等の CO₂ 吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブリストの 適格性基準 との整合性	C.1.1 ポジティブリストの番号	No. R. <u>001</u> VER3.0
	条件	説明 1
	C.1.2 条件1	プロジェクト対象地は、森林施業計画を那賀町に認定を受けており、森林法第5条に定める森林である。
	C.1.3 条件2	<p>プロジェクト対象地は、資料2森林施業計画書、資料3-1 施業計画図、資料空中3-2 写真で森林施業計画対象林であることが確認された。</p> <p>プロジェクト対象地は、資料 2 森林施業計画書の長期の方針に基づいて森林として管理するものであり、土地転用は計画されていない。</p> <p>間伐方法は、六丁目浦社有林は、高性能林業機械を用いた列状間伐(33%)と架線集材による定性間伐(30%)を実施している。御朱印谷山社有林においては、定性間伐(30%)を実施している。なお、プロジェクト期間内に主伐は計画されていない。</p> <p>プロジェクト対象地は、2007年4月1日以降に施業を実施しており、伐採届けにより確認できる。</p>
C.1.4 条件3	<p>プロジェクト対象地の施業計画の認定番号と期間は下記のとおりで、計画期限が切れることなく、次期計画を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六丁目浦社有林(認定番号 17368001)自 H2005.10.23 至 2010.10.22 ・御朱印谷山社有林(認定番号 18368002)自 2006.9.29 至 2011.9.28 <p>森林施業計画の長期の方針には、「スギ・ヒノキ人工林は非皆伐・長伐期施業とする」と記載している。</p> <p>プロジェクト対象地は、水源保安林に指定されており、間伐実施前に保安林内間伐届出書を県に提出し、許可を得ている。</p>	
C.2 適用方法論	方法論番号	JRAM <u>001</u> Ver3.0
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない	
準拠の説明	説明							
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない								
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない								
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する								

	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)</p> <table border="1" data-bbox="549 369 1394 1048"> <thead> <tr> <th>モニタリングパラメータ</th> <th>モニタリングパターン</th> <th>選択の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">活動量</td> <td><input type="checkbox"/> 森林 GIS</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 実測</td> <td>間伐実施時に実測しており、補助金申請時に添付する図面を用いる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡大係数</td> <td><input type="checkbox"/> 実測</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等</td> <td>「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用した。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収穫予想表</td> <td><input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)</td> <td>収穫表は、徳島県が作成した主要樹種林分簡易収穫表を採用した。(スギ P19、ヒノキ P24)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。</p>	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐実施時に実測しており、補助金申請時に添付する図面を用いる。	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測		<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用した。	収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)		<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	収穫表は、徳島県が作成した主要樹種林分簡易収穫表を採用した。(スギ P19、ヒノキ P24)
モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由																		
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐実施時に実測しており、補助金申請時に添付する図面を用いる。																		
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」を採用した。																		
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)																			
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	収穫表は、徳島県が作成した主要樹種林分簡易収穫表を採用した。(スギ P19、ヒノキ P24)																		
C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2007 年度以降実施されていない状態。</p> <p>(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)</p> <table border="1" data-bbox="549 1534 1394 1731"> <thead> <tr> <th>データの信頼性・入手可能性</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 低い</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 低くない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない													
データの信頼性・入手可能性	説明																			
<input type="checkbox"/> 低い																				
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない																				

	<p>(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転用の可能性</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>可能性がない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
	施業計画通りに実施しない可能性	説明											
<input type="checkbox"/> 可能性がある													
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない													
転用の可能性	説明												
<input type="checkbox"/> 可能性がある													
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない													
<p>C.4.2BLS に 関連した温室効果ガス 排出源・吸収源の特定</p>	<p>(温室効果ガス排出源・吸収源)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th style="width: 40%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス、地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">リーケージの種類</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし	リーケージの種類	説明	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし
温室効果ガス排出源・吸収源	説明												
森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス												
上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし												
リーケージの種類	説明												
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし												
<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし												

		<p>(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)</p> <table border="1" data-bbox="550 324 1396 526"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 324 885 369">温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th data-bbox="885 324 1396 369">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 369 885 414">特定のための追加的な基準</td> <td data-bbox="885 369 1396 414"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 414 885 459"><input type="checkbox"/>使用</td> <td data-bbox="885 414 1396 459"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 459 885 526"><input checked="" type="checkbox"/>使用しない</td> <td data-bbox="885 459 1396 526"></td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	特定のための追加的な基準		<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明									
特定のための追加的な基準										
<input type="checkbox"/> 使用										
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)</p> <table border="1" data-bbox="550 716 1284 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 716 805 806">不確かなデータの使用</th> <th data-bbox="805 716 1284 806">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 806 805 862"><input type="checkbox"/>使用する</td> <td data-bbox="805 806 1284 907">(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 907 805 963"><input checked="" type="checkbox"/>使用しない</td> <td data-bbox="805 907 1284 963"></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない			
不確かなデータの使用	説明									
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)									
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない										
C.6 モニタリングプロットの設置	C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	<p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1" data-bbox="550 1108 1396 1355"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1108 869 1243">モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</th> <th data-bbox="869 1108 1396 1243">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1243 869 1299"><input type="checkbox"/>存在する</td> <td data-bbox="869 1243 1396 1299"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1299 869 1355"><input checked="" type="checkbox"/>存在しない</td> <td data-bbox="869 1299 1396 1355"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述) モニタリングポイントの選定は、六丁目浦・御朱印谷山において下記のとおりとする。 設置にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに則す。</p> <p>【六丁目浦】 尾根部で区域(30ha 以内)を二分割して、林相及び地形が標準的な位置ですぎ・ひのき別に合計4箇所のモニタリングプロットを設置する。</p> <p>【御朱印谷山】 間伐の施業年度により、林相及び地形が標準的な位置ですぎ・ひのき別に合計3箇所のモニタリングプロットを設置する。</p> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備) 森林計画図等により、施業を実施する小班内におけるモニタリングポイントの位置を明記した資料(添付資料 3-3)を準備することとする。</p>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない			
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明									
<input type="checkbox"/> 存在する										
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない										

C.7 備考		
--------	--	--

1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 15%;">該当しない</th> <th style="width: 20%;">該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>森林・林業基本法</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/>第 9 条森林所有者としての責務 その他(具体的に:)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>森林法</td> <td></td> <td>第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/>第 11 条森林施業計画 その他(具体的に:)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>種の保存法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>鳥獣保護法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	森林・林業基本法		<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 その他(具体的に:)	2	森林法		第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 その他(具体的に:)	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			該当しない	該当する																																					
	1	森林・林業基本法		<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 その他(具体的に:)																																					
	2	森林法		第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 その他(具体的に:)																																					
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																					
	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																						
D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>当該プロジェクトにおいて対象とされる森林は、全てプロジェクト代表事業者の所有地であり、外部のステークホルダーは存在しない。</p>																																								

D.3 その他特記事項	
-------------	--